資料 2-1

医師派遣等推進事業について

1 事業目的、効果等

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣をすることで医師不足の解消を図ることを目的にしている。

当該調整に基づく医師派遣を行う医療機関に対しては、医師派遣による逸失利益に相当する額を補助することで、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築する。

2 事業内容

医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、 医師派遣することによる逸失利益に相当する額を助成

補 助 先	医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を					
	行う病院 (派遣元の病院)					
対象経費	医師派遣の対価(派遣に伴う逸失利益)					
補助基準額	1,250 千円/人・月(※旧国庫基準額)					
補助率・負担割合	1/2					

3 事業の実施主体(補助先)

医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、社会福祉法人、社会医療法人及び兵庫県知事が適当と認める者

4 事業の対象とする派遣の考え方

県医療審議会地域医療対策部会において、次の観点から事業の対象とする派遣を選定 し、予算の範囲内で補助する。

- (1)派遣先医療機関が医師確保対策重点推進圏域(兵庫県医師確保計画に定める医師確保対策重点推進圏域をいう。)に所在し、次のいずれかに該当すること。
 - ① 救急などの政策医療を担う医療機関
 - ② 医師不足が深刻な診療科を担う医療機関
- (2) 医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること
- (3) 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

<その他派遣条件>

- (1) 常勤として一定期間継続して派遣する場合のみでなく、例えば週1回など定期的に 非常勤として派遣する場合も対象とする
- (2) 単発的な派遣は対象としない
- (3) 新規に開始する派遣を優先的に取り扱うが、すでに開始している派遣を継続実施する場合についても、補助対象として取り扱うこととする
- (4) 同一経営主体の病院間の派遣は対象外とする
- (5) 県外医療機関への派遣は原則として対象外とする

(参考)

1. 事業の沿革

年度	事業沿革					
平成 20 年度	国が補正予算を計上して医師派遣緊急促進事業として国庫補助					
	事業開始					
平成 26 年度	医療介護推進基金に財源が変更され、医師派遣等推進事業として					
	継続実施					
令和元年度	他府県の状況等も踏まえ、同一経営主体間での派遣については、					
	連結決算上逸失利益は発生しないものとし、補助対象外とした					
令和2年度	令和2年3月に策定された医師確保計画に基づき、都市部の病院					
	から医師確保対策重点推進圏域への医師派遣の取組を推進するた					
	め、事業実施主体の範囲を拡大。また、医師確保の取組を重点的に					
	行う圏域を明確化するため、派遣先の医療機関を、医師確保対策重					
	点推進圏域に所在する医療機関と定めた。					

2. 補助額の計算方法

補助額 = (医師 1 人が $1 \, \text{ヶ月にあげる利益}^{(*1)} \times 派遣人数^{(*2)} \times 派遣月数$

- 派遣先からの収入) × 1/2

(*1)

医師1人が1ヶ月にあげる利益

= 年間診療収益(入院・外来) - 年間経費(医療職の人件費+材料費+その他の経費) 医師数(常勤+非常勤) × 1/12

(求めた額が1,250千円を超える場合は1,250千円)

(*2)

非常勤で勤務する場合は、派遣人数を常勤換算

(例) 週1回派遣する場合

派遣人数 = $1 \div 5 = 0.2$ 人

(※補助金算出時は年間の実働日数から算出)

令和5年度 医師派遣等推進事業(計画表)

第31回兵庫県医療審議会 地域医療対策部会 令 和 5 年 8 月 17 日

2 – 2

	_			-				<u> </u>	T
	No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容			区分	効果
2 回動中立直接病性	1	市立加西病院	加東市民病院	眼科		0. 20人	1人	継続	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続され、専門的な手術を行うことができる。
### 2 回報市立画報報報		西脇市立西脇病院	多可赤十字病院			0.19人	1人	継続	派遣先病院は内科・総合診療内科医師が不足しており、当院からの派遣により外来医療、総合診療、人工透析診療が充実する。
別談外科 非常動 0.05人 1人 記述 表表の設定性に対する。				療、人口透		0.18人	1人	継続	派遣先病院は内科・総合診療内科医師が不足しており、当院からの派遣により外来医療、総合診療、人工透析診療が充実する。
加東市民病院	2			乳腺外科		0.05人	1人	継続	派遣先病院は乳腺外科医が不在であり、当院からの派遣により外来、病棟業務の診療支援、読 影業務等が可能となっている。
別議議中十事務院 佐田共立衛院 佐田共立衛院 佐田林正 佐田林正 佐田林正 佐田林正 佐田林正 佐田林正 佐田林正 大田林正 大田本 大			加東市民病院	内科		0.19人	1人	継続	派遣先病院は内科医師が不足しており、当院からの派遣により内視鏡検査、内科診療が充実する。
放射神科 放射神科 放射神科 (301回) 0.21人 1人 影情 が認めてある。 不適先である。 不適先所的に対していないではであり、 当家助 の の の の の の の の の	2	<u> </u>		循環器内科		0.05人	1人	継続	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の 影響により、外来・病棟診療に支障をきたして いたが、本院からの医師派遣により医師の確保 が可能となる。
相生市民病院 たつの市民病院 外科 (超1回中日) 0.10人 1人 極続 当底からの深遠により、外科外来へ及民産者に 別 外科 (数1回中日) 0.10人 1人 極続 対 重要 外 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		を	正川 天立例闭	放射線科		0. 21人	1人	継続	
1	4	相生市民病院	たつの市民病院	外科		0.10人	1人	継続	当院からの派遣により、外科外来や入院患者に
	5	たつの市民病院	相生市民病院	内科		0.10人	1人	継続	派遣先病院は内科常勤医が不在であり、当院からの派遣により外来診療が継続できている。
日本			公立浜坂病院	消化器科		0.05人	1人	継続	
□ 公立八庭病院 脳神経外科 非常勤 (月2回) 0.08人 1人 継続 中部競補の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。		公立豊岡病院	公立村岡病院	形成外科		0.05人	1人	継続	
公立八庭病院 知神経内科 (週1回) 0.00人 1人 総裁 配換軽料料医等が不在であり、当路からの派遣により入床書音の脳神経外科医等が不在であり、当路からの派遣により入床書音の脳神経外科医等が不在であり、当院からの派遣により入床書音の脳神経外科医等が不在であり、当院からの派遣により入床書音の国神経外科医・ また、専門護域のフォローを また、専門監察科 (東幹科) の.20人 1人 継続 また、専門監察科 (東幹科) の.20人 2人 継続 (別2回) 0.07人 1人 継続 非常動 (月2回) 0.00人 1人 継続 1条 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			公立八鹿病院	脳神経外科		0.08人	1人	継続	・公立香住病院 専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣によ
公立八鹿病院 非常勤 (月3回) 0.15人 1人 継続 表示、専門医師数の不足により、各専門領域の 外来患者フォローを行っている。 また、専門医師数の不足により、各専門領域の 外来患者フォローを行っている。 また、専門医師数の不足により、各専門領域の 外来患者フォローを行っている。 専門医 際温による支援を行い、地域の医療を確保し な立八鹿病院 小児科 公立香柱病院 非常勤 (月2回) 0.40人 2人 継続 小児科 公立子板病院 非常勤 (月2回) 0.10人 1人 継続 7 公立八鹿病院 必定兵板病院 非常勤 (月2回) 0.05人 1人 継続 8 西宮達辺心機能 血管センター 公立八鹿病院 衛環器内科 衛環器内科 (週2023回) 0.45人 4人 継続 派遣先病院は循環器内科常動が院長のみである いる。 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 援できている。 9 泉立はりま姫路 公立宍粟総合病院 服科 (周1回半日) 0.10人 3人 継続 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 9 泉立はりま姫路 公立宍粟総合病院 現門回半日) 0.10人 1人 動規 派遣先病院の利中門医不足の解消 9 泉立はりま姫路 公主機能を含医療センター 小児科 (週1回半日) 0.10人 1人 土地経 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 2 水福路総合医療センター 小児科 (週1回半日) 0.10人 1人 土地経 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消	6		公立八鹿病院	脳神経内科		0. 20人	1人	継続	脳神経外科医等が不在であり、当院からの派遣
非常勤 (月1回) 0.07人 (月1回) 1人 総続 (月2回) 2人 総続 (月2回) ・丹波医療センター 専門診療料 (解辞料)の乏しい地域で、専門医 の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。 7 公立八鹿病院 小児科 公立香住病院 非常勤 (月2回) 0.10人 (月2回) 1人 総統 (月2回) 2人 総統 (月2回) 海線 (月2回) 1人 総統 (月2回) 海線 (月2回) 1人 総統 (月2回) 海線 (月2回) 1人 (月2回) 海線 (月2回) 海流進先病院には泌尿器科医が在籍しておらず、 (第進た病院には泌尿器科医が在籍しておらず、 (第進た病院は循環器内科学的などっている。 (第進た病院は循環器内科学助が院長のみであり、当院からの派遣により外来診療が可能となっている。 (第2~3回) 小名5人 (月5回) 4人 総統 (月5回) 経続 (月5回) 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 (週1回半日) 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 派遣先病院の明科専門医不足の解消 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 9 原立はりま解路 総合医療センター 市に製内科 (週1回半日) 0.10人 (月1回半日) 1人 級統 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 1			公立八鹿病院	· 麻酔科 -		0. 15人	1人	継続	行っている。 また、専門医師数の不足により、各専門領域の外来患者フォローを行っている。 ・丹波医療センター 専門診療科(麻酔科)の乏しい地域で、専門医
公立八庭病院 小児科 非常動 (週2回) 0.40人 2人 継続 ている。 7 公立香住病院 精神科 非常動 (月2回) 0.10人 1人 継続 7 公立八庭病院 公立浜坂病院 沙尿器科 非常動 (7回半日/年) 0.05人 1人 継続 8 西宮渡辺心臓脳・血管センター・血管センター・血管センター・ 公立八庭病院 循環器内科 (週2~3回) 0.45人 4人 継続 9 県立はリま姫路 総合内科 (月5回) 0.25人 2人 継続 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 9 県立はリま姫路 総合医療センター 小児科 (月1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 9 県立はりま姫路 総合廃療・ (週1回半日) 0.10人 1人 進統 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 本業 常動 (月1回半日) 0.10人 1人 進統 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 本播磨総を医療セ			丹波医療センター			0.07人	1人	継続	
7 公立八鹿病院 公立浜坂病院 泌尿器科 (月2回) 0.10人 1人 継続 派遣先病院には泌尿器科医が在籍しておらず、当院からの派遣により外来診療が可能となって 8 西宮渡辺心臓脳・血管センター 公立八鹿病院 循環器内科 (週2~3回) 0.45人 4人 継続 派遣先病院は循環器内科常動が院長のみであり、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている。 総合内科 非常動 (周1回半日) 0.10人 3人 継続 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 小児科 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 洒造先病院の小児科専門医不足の解消 水児科 (週1回半日) 0.02人 1人 継続 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 西脇市立西脇病院 消化器内科 (月1回半日) 0.02人 1人 継続 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 地間 (週1回半日) 0.02人 1人 20人 1人 20人 1人 30人 30人 30人 30人 30人 30人 30人 30人 30人 30			公立八鹿病院	小児科		0. 40人	2人	継続	
7 公立八鹿病院 公立浜坂病院 泌尿器科 (7回半日/年) (7回半日/年) 0.05人 1人 継続 当院からの派遣により外来診療が可能となっている。 8 西宮渡辺心臓脳・血管センター・加速を変更を変更します。 公立八鹿病院 循環器内科 (週2~3回) 0.45人 4人 継続 当院からの派遣により外来診療が可能となってあり、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている。 9 県立はりま姫路 総合医療センター 総合内科 (月5回) 0.25人 2人 継続 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 9 県立はりま姫路 総合医療センター 小児科 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 西脇市立西脇病院 消化器内科 (月1回半日) 0.02人 1人 継続 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 小児科 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 小児科 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消			公立香住病院	精神科		0.10人	1人	継続	
8 四宮波辺の織園 血管センター 公立八鹿病院 循環器内科 (週2~3回) (週2~3回) 0.45人 4人 継続 り、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている。 9 県立はりま姫路 総合医療センター 総合内科 非常勤 (週1回半日) 0.10人 3人 継続 派遣先病院の総合内科専門医不足の解消 9 県立はりま姫路 総合医療センター 小児科 講常勤 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 西脇市立西脇病院 消化器内科 (月1回半日) 1人 継続 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 小児科 (月1回半日) 0.02人 1人 継続 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 小児科 (月1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消	7	公立八鹿病院	公立浜坂病院	泌尿器科		0.05人	1人	継続	当院からの派遣により外来診療が可能となって
9 県立はりま姫路 総合医療センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8		公立八鹿病院	循環器内科		0. 45人	4人	継続	り、当院からの派遣により外来診療や検査が継
9 県立はりま姫路 総合医療センター 小児科 非常勤 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 西脇市立西脇病院 消化器内科 非常勤 (月1回半日) 0.02人 1人 継続 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 小児科 非常勤 (周1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消		県立はりま姫路 総合医療センター	公立宍粟総合病院	総合内科		0. 25人	2人	<u>継続</u>	派遣先病院の総合内科専門医不足の解消
総合医療センター 小児科 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の小児科専門医不足の解消 西脇市立西脇病院 消化器内科 非常勤 (月1回半日) 0.02人 1人 継続 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 北播磨総合医療センター 小児科 非常勤 (週1回半日) 0.10人 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 1人 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1				眼科		0.10人	3人	<u>継続</u>	派遣先病院の眼科専門医不足の解消
北播磨総合医療センター 小児科 (週1回半日) 0.02人 1人 <u>継続</u> 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 0.10人 1人 <u>新規</u> 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 1人 1人 1人 1人 新規 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消 2.10人 2人 1人	9			小児科		0.10人	1人	<u>新規</u>	派遣先病院の小児科専門医不足の解消
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			西脇市立西脇病院	消化器内科		0.02人	1人	<u>継続</u>	 派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消
				小児科		0.10人	1人	<u>新規</u>	派遣先病院の消化器内科専門医不足の解消
合 計 3.44人 31人		合 計				3. 44人	31人		

令和4年度 医師派遣等推進事業 (実績)

					1			T
No	派遣元	派遣先	診療科	派遣内容	常勤換算 人数/月	派遣 人数	区分	効果
1	市立加西病院	加東市民病院	眼科	非常勤 (週1回)	0. 18人	1人	継続	派遣することにより派遣先病院の診療科が継続 され、専門的な手術を行うことができる。
	2 西脇市立西脇病院	多可赤十字病院	内科・総合診 療科	非常勤 (週2回)	0.40人	2人	継続	派遣先病院は内科・総合診療内科医師が不足しており、当院からの派遣により外来医療、総合診療、人工透析診療が充実する。
2			乳腺外科	非常勤 (月1回)	0.07人	1人	継続	派遣先病院は乳腺外科医が不在であり、当院からの派遣により外来、病棟業務の診療支援、読 影業務等が可能となっている。
		加東市民病院	内科	非常勤 (週1回)	0.19人	1人	<u>新規</u>	派遣先病院は内科医師が不足しており、当院からの派遣により内視鏡検査、内科診療が充実する。
3	姫路赤十字病院	佐用共立病院	循環器内科	非常勤 (月2回)	0.09人	2人	継続	派遣先病院はいずれも医師不足・専門医不足の 影響により、外来・病棟診療に支障をきたして
		[五川八王]]	放射線科	非常勤 (週1回)	0. 21人	1人	継続	いたが、本院からの医師派遣により医師の確保 が可能となる。
4	相生市民病院	たつの市民病院	外科	非常勤 (月2回半日)	0.05人	1人	継続	派遣先病院は外科常勤医がいない状態であり、 当院からの派遣により外科外来や入院患者に対 しての外科的処置が継続できている。
	טאנאיסיי יוי בב הו	公立宍粟総合病院	乳腺外科	非常勤 (月2回半日)	0.05人	1人	新規	派遣先病院は乳腺外科医がいない状態であり、 派遣により乳腺医療の確保ができる。
5	たつの市民病院	相生市民病院	内科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	1人	継続	派遣先病院は内科常勤医が不在であり、当院からの派遣により外来診療が継続できている。
		公立浜坂病院	消化器科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	
	公立豊岡病院	公立村岡病院	形成外科	非常勤 (月1回)	0.05人	1人	継続	·公立村岡病院 ·公立浜坂病院
		公立八鹿病院	脳神経外科	非常勤 (月2回)	0.08人	1人	継続	・公立香格病院 専門診療科の乏しい地域で、専門医の派遣による支援を行い、地域の医療を確保している。
6		公立八鹿病院	脳神経内科	非常勤 (週1回)	0. 20人	1人	継続	・公立八鹿病院 脳神経外科医等が不在であり、当院からの派遣 により入院患者の脳神経外科領域のフォローを
		公立八鹿病院	麻酔科 -	非常勤 (週1回)	0.16人	1人	継続	により人院を省の脳神経が神頃域のフォローを 行っている。 また、専門医師数の不足により、各専門領域の 外来患者フォローを行っている。
		丹波医療センター		非常勤 (月3回)	0.14人	1人	継続	・丹波医療センター 専門診療科(麻酔科)の乏しい地域で、専門医 の派遣による支援を行い、地域の医療を確保し
		公立八鹿病院	小児科	非常勤 (週2回)	0.41人	2人	継続	TIVS.
		公立香住病院	精神科	非常勤 (月2回)	0.10人	1人	継続	
7	公立八鹿病院	公立浜坂病院	泌尿器科	非常勤 (月2回半日)	0.05人	1人	継続	派遣先病院には泌尿器科医が在籍しておらず、 当院からの派遣により外来診療が可能となって いる。
8	西宮渡辺心臓脳・血管センター	公立八鹿病院	循環器内科	非常勤 (週3回)	0. 46人	4人	継続	派遣先病院は循環器内科常勤が院長のみであり、当院からの派遣により外来診療や検査が継続できている。
9	赤穂市民病院	IHI播磨病院	循環器科	非常勤 (週1回)	0. 19人	1人	新規	西播磨地域において、循環器科の医師が需要に 対し不足しており、派遣先医療機関を利用する 患者に受診機会の確保に寄与している。
10	県立はりま姫路 総合医療センター	公立宍粟総合病院	総合内科	非常勤 (月5回(うち半日 1 回))	0. 225人	2人	新規	・公立宍粟総合病院 ・ 公立宍粟総合病院 ・ 派遣先病院の総合内科、眼科専門医不足の解消
			眼科	非常勤 (週1回半日)	0.10人	3人	新規	・西脇市立西脇病院 ・透進先病院の消化器内科専門医不足の解消
		西脇市立西脇病院	消化器内科	非常勤 (月1回半日)	0.025人	1人	新規	
	合 計				3. 58人	32人		

医師派遣等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域に対し、兵庫県が医療審議会地域医療対策部会における議論を踏まえて決定した医師派遣等にかかる経費を助成することにより、円滑に医師派遣等が実施される体制を構築し、地域における医師の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、社会福祉法人、社会医療法人及び兵庫県知事が適当と認める者とする。

3 対象となる派遣事業

兵庫県(医療審議会地域医療対策部会)において、当該地域の医師確保対策についての 検討及び調整がなされ、医師派遣の決定を行う場合。

ただし、厚生労働省「へき地保健医療対策等実施要綱」に規定される事業及び同一経営 主体間における派遣事業は除く。

(1) 派遣先

医師確保対策重点推進圏域(兵庫県医師確保計画に定める医師確保対策重点推進圏域をいう。)に所在する医療機関で、次のア〜ウの全てを満たす場合

- ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 救急などの政策医療を担う医療機関
 - (イ) 医師不足が深刻な診療科を担う医療機関
- イ 医師派遣により、派遣先医療機関の医療機能の大幅な増大が期待されること
- ウ 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に資するものであること

(2)派遣形態

常勤として一定期間継続して派遣する場合、もしくは週 1 回など定期的に非常勤と して派遣する場合

4 補助対象

派遣元医療機関における医師を派遣することによる対価の一部に相当する額

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。